

隣接編入検討箇所⑥

資料13

本町田住宅ロー10、ロー11、ロー12号棟の住所整理について

- ケース① 今回、住所整理を行い「(仮)南大谷〇丁目〇番〇号」として確定させる場合
今回の住所整理で住居表示が確定するが、3棟のみ南大谷となり、他の棟は本町田になる。
- ケース② 今回、住所整理を行わず、本町田の住所整理時に本町田に編入する場合
本町田住宅全域が本町田となるが、本町田地区の住所整理が終了するまで南大谷の旧住所を使用する。
- ケース③ 今回、住所整理を行い「南大谷〇丁目〇番〇号」にした後、本町田の住所整理時に本町田に編入する場合
一旦、南大谷として住所整理が行われる。その後、本町田地区の住所整理で本町田住宅全域が同じ町名になるが、住所整理に付随する手続きを2回行う必要がある。

